

高喜苑便り

7月号



恩賜財団済生会第五代総裁の寛仁親王殿下が去る6月6日に薨去されました。

「ひげの殿下」として国民に親しまれていた総裁に賜りましたご厚誼に深く感謝申し上げるとともに、寛仁親王殿下のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

梅雨も明け日差しが強く感じられる季節になりました。恵みの雨に初夏の野菜や草花もすくすく育ち、日々の成長や美しく色づく花々を眺めることがこの時期の楽しみの一つです。

先日みんなで施設前の土手の草払いを行いました。日頃持ち慣れない鎌を手に伸び放題の雑草と悪戦苦闘すること一時間。腕と腰の痛みに耐えながら心地よい汗を流しました。

夏の土用のこの時期に行われる習慣に「土用干し」があります。気候が安定している間にタンスや押入れを開け放ち爽やかな風を通すことで虫干しや防カビの効果があります。うっとおしい夏も気持ち良く過ごせるのでは・・・。

夏はこれからが本番！体調管理には充分留意され、お出掛けの際は帽子と充分な水分補給をお忘れなく・・・・

* * 済生会鹿児島地域福祉センター職員のユニフォームが* * 7月より新たなデザインへ変更になります。お楽しみに！

* * * * * ボランティアありがとうございます！ * * * * *

5月 武岡地区民生委員の皆様（センター環境整備）

5月19日 コーラス ブリランテ（特養）

6月 9日 ハーモニカ演奏 ブリランテ

22日 カラオケボランティア 押川先生

24日 日舞 日和会（武岡台デイサービス）

26日 日舞 洋昇会（シルバーフラット武岡台）



7月・8月 各事業所行事予定



○特別養護老人ホーム 高喜苑（284-8253）

<行事> 7月7日 七夕 8月 4日 夏まつり

<理美容> 理髪 7月9日・23日 8月13日・27日

美容 7月10日・26日 8月14日・23日

※変更の可能性あり。

<クラブ活動> 書道クラブ 7月5日 生け花クラブ 7月12日
クッキングクラブ 7月19日

○シルバーフラット武岡台「ケアハウス」（283-6870）

7月 6日・武岡小学校交流会 7日・七夕行事

9日、26日・買い物外出 11日・書道教室

12日・映画鑑賞会 19日・陶芸教室

28日・誕生会、夏祭り

8月 ビアガーデン（夜間外出行事）
ソーメン流し（苑外行事）



○武岡台デイサービス（283-6880）

7月 1日～5日 七夕飾り 6日 武岡小学校交流会

7日 三味線踊りボランティア

14日～15日 六月灯 ハンドフットマッサージボランティア

30日 たて琴ボランティア（美弥会）

○デイサービスセンター高喜苑（284-8254）

7月1日～7日 七夕祭り

8月4日 夏まつり

○グループホーム武岡ハイランド（283-7231）

7月 誕生会（B棟） 17日（B棟） ソーメン流し

19日（A棟） 生け花

8月 誕生会（A棟） 夏まつり・理髪・生け花



○グループホーム武岡5丁目（282-6081）

7月 誕生会 外食行事・ドライブ

8月 誕生会 夏祭り

暑い日の車内にひそむ危険

高温になる車内は、熱中症以外にも危険がひそんでいます。

車外の気温が30°Cを超える真夏日には、直射日光が当たるダッシュボードは約70°Cの熱さになり、直接手で触ると火傷をするのではないかと思うぐらい熱い経験があると思います。このような状態で、夏場の幼児は薄着で肌が露出しているのでチャイルドシート使用時に金属部分が幼児の露出している肌に触ると火傷を負うおそれがあります。また、ガスライターや密封された炭酸飲料などを高温の車内に放置すると、破裂・爆発・発火のおそれがあると注意書きされているものは、車内に放置しないようしましょう。



済生会鹿児島地域福祉センター事務部門 284-8250



食中毒予防

これから夏にかけて食中毒が発生しやすい時期と言われています。最近では冬場に起こるノロウィルスにも注意が必要であり、年間を通して食中毒予防が必要となっています。食中毒とは、原因となる細菌やウィルスが付着した食品や、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって、下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの健康障害が起こる事をいいます。腐敗とは異なり、食中毒菌やウィルスが付着した食品は、味・においが変わることなく、見た目では判断しにくいものです。食中毒予防として、手洗いがあげられます。手を洗う際には、手指洗浄剤をよく泡立て、手のひら、手の甲、指の間、手首までしっかり洗う事が大事です。また、冷蔵庫内や調理器具・食器は常に清潔に保つようにし、食品は賞味期限や保管方法にも注意が必要です。これらの事に気をつけて、食中毒が起こらないようにしていきましょう。

訪問給食センター高喜苑 283-4730

高額医療・高額介護合算制度について

基準日（毎年7月31日）に加入する医療保険の世帯内において、1年間に利用した医療保険と介護保険の両方の自己負担額の合計金額が著しく高額となり、世帯の所得区分ごとに定められた上限額（算定基準額）を超えた場合、超えた額が申請により自己負担額の割合に応じてそれぞれの保険から支給されます。

対象は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で、申請は加入する医療保険の窓口で毎年8月以降に受付を行います。また、加入する医療保険によっては、介護保険自己負担額証明書が必要となる場合がありますので、その場合は介護保険の窓口で申請してください。

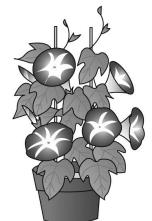
※尚、次の費用は自己負担額として合算の対象とはなりません

- ・居宅サービス等の支給限度額を超える自己負担
- ・福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担額
- ・施設サービス等の利用における食費、

居住費（滞在費）、日常生活費等のその他の費用

指定居宅介護支援センター武岡台 281-9332

指定居宅介護支援センター高喜苑 283-4737



熱中症対策は大丈夫ですか？

夏本番の7月です。日差しが強くなり、気温はグングン躊躇ですね。

暑いと食欲がなくなり、動くこともおっくうになりますね。食べたり飲んだりすることさえ面倒に感じる方もいるのでは？

夏こそしっかり食べて飲むことが大切です。たっぷりの水分と適度な塩分補給が熱中症対策の基本です。節電にも関心のあるご時世ですが、食事の前後にエアコンを効果的に使用し、快適な環境でゆっくりと食事を摂るようにしましょう。年々、熱中症で救急車で搬送される方も増えています。そうならないように日頃から気をつけていきましょう。



なでしこ訪問看護ステーション 281-9292